

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第5号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和36年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前																																											
<p>(部、課程、学科等) 第1条 略</p> <p>(学科の目標) 第1条の2 略</p> <p>別表1（第1条関係）</p> <p style="text-align: center;">中学校</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 15%;">課程等</th> <th style="width: 35%;">学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">香川県立 高松商業高等学校</td> <td rowspan="2">高松市松島町1丁目 18番54号</td> <td rowspan="2">全日制</td> <td>商業科</td> </tr> <tr> <td>英語実務科 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">香川県立 坂出商業高等学校</td> <td rowspan="2">坂出市青葉町1番13 号</td> <td rowspan="2">全日制</td> <td>商業科</td> </tr> <tr> <td>情報技術科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	課程等	学科	略				香川県立 高松商業高等学校	高松市松島町1丁目 18番54号	全日制	商業科	英語実務科 略	略				香川県立 坂出商業高等学校	坂出市青葉町1番13 号	全日制	商業科	情報技術科	<p>(部、課程、学科等) 第1条 県立学校（以下「学校」という。）の部、課程、学科等は、別表1のとおりとする。</p> <p>2. 略</p> <p>(学科の目標) 第1条の2 学校に設置する専門教育を主とする学科の目標については、別表2のとおりとする。</p> <p>別表1（第1条関係）</p> <p style="text-align: center;">中学校</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 15%;">課程等</th> <th style="width: 35%;">学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">香川県立 高松商業高等学校</td> <td rowspan="2">高松市松島町1丁目 18番54号</td> <td rowspan="2">全日制</td> <td>商業科 情報処理科 英語実務科 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">香川県立 坂出商業高等学校</td> <td rowspan="2">坂出市青葉町1番13 号</td> <td rowspan="2">全日制</td> <td>商業科 情報処理科 情報技術科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	課程等	学科	略				香川県立 高松商業高等学校	高松市松島町1丁目 18番54号	全日制	商業科 情報処理科 英語実務科 略	略	略				香川県立 坂出商業高等学校	坂出市青葉町1番13 号	全日制	商業科 情報処理科 情報技術科
名称	位置	課程等	学科																																									
略																																												
香川県立 高松商業高等学校	高松市松島町1丁目 18番54号	全日制	商業科																																									
			英語実務科 略																																									
略																																												
香川県立 坂出商業高等学校	坂出市青葉町1番13 号	全日制	商業科																																									
			情報技術科																																									
名称	位置	課程等	学科																																									
略																																												
香川県立 高松商業高等学校	高松市松島町1丁目 18番54号	全日制	商業科 情報処理科 英語実務科 略																																									
			略																																									
略																																												
香川県立 坂出商業高等学校	坂出市青葉町1番13 号	全日制	商業科 情報処理科 情報技術科																																									

略

特別支援学校

略

別表2 専門教育を主とする学科の目標 (第1条の2関係)
高等学校

区分	学科	目標
1～3 略		
4 商業に関する学科	商業科	略
5～13 略		

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

略

特別支援学校

略

別表2 専門教育を主とする学科の目標 (第1条の2関係)
高等学校

区分	学科	目標
1～3 略		
4 商業に関する学科	(1) 商業科	略
	(2) 情報処理科	情報処理に関する分野についての知識と技術を習得させ、電子計算機による情報処理の業務に従事する者として必要な能力・態度を育てる。
5～13 略		

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

第2

改正後

別表1 (第1条関係)

中学校

略

高等学校

名称	位置	課程等	学科
略			
香川県立	さぬき市寒川町石田	全日制	略

改正前

別表1 (第1条関係)

中学校

略

高等学校

名称	位置	課程等	学科
略			
香川県立	さぬき市寒川町石田	全日制	略

石田高等学校	東甲1065番地		家政科 生活デザイン科
略			
香川県立 高松南高等学校	高松市一宮町字兵宅 531番地	全日制	略 福祉科 生活デザイン科
		略	
略			
香川県立 笠田高等学校	三豊市豊中町笠田竹 田251番地	全日制	略 家政科 生活デザイン科
略			

特別支援学校

略

別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）
高等学校

区分	学科	目標
1～4 略		
5 家庭に関する学科	(1) 家政科	略
	(2) 生活デザイン科	家庭の生活に関わる産業に関する知識と技術を総合的に習得させ、豊かな生活の創造に寄与する者や生活産業に従事する者として必要な能力・態度を育てる。
6～13 略		

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

石田高等学校	東甲1065番地		家政科
略			
香川県立 高松南高等学校	高松市一宮町字兵宅 531番地	全日制	略 福祉科
		略	
略			
香川県立 笠田高等学校	三豊市豊中町笠田竹 田251番地	全日制	略 家政科
略			

特別支援学校

略

別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）
高等学校

区分	学科	目標
1～4 略		
5 家庭に関する学科	家政科	略
6～13 略		

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

の高等部

略

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を
主として行う特別支援学校の高等部

略

の高等部

略

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を
主として行う特別支援学校の高等部

略

附 則

この規則中第1の表の改正部分は平成24年4月1日から、第2の表の改正部分は平成25年4月1日から施行する。